

9.障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定

厚生労働本省

7019万円(指摘金額)

(処置要求)

児童指導員等加配加算の概要

- ✓ 障害児に対して児童発達支援、放課後等デイサービス等を実施する事業所（障害児通所支援事業所）は、支援に要した費用について市町村から障害児通所給付費を受給
 - 国は市町村が給付する障害児通所給付費の2分の1を負担
- ✓ 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行うなど支援の強化を図るために、事業所に配置すべき従業者の員数に加えて、児童指導員等を一人以上配置している場合等に、所定の単位数を給付費の算定に用いる基本報酬の単位数に加算することが可能（児童指導員等加配加算）
- ✓ 事業所には児童発達支援管理責任者（管理責任者）を配置することとなっており、**管理責任者を配置していない期間は児童指導員等加配加算を算定できないこと**となっている

検査の結果

- ✓ **9都県及び13市区の96事業者の119事業所**において、障害児通所給付費の算定に当たり、管理責任者が配置されていない期間であるにもかかわらず、児童指導員等加配加算として所定の単位数を加算
- ✓ 元年度から3年度までの障害児通所給付費の支払において児童指導員等加配加算により算定される給付費としての額が計1億4038万円過大となっていて、これに対する**国の負担相当額計7019万円は負担の必要がなかった**
- ✓ 厚生労働省は、児童指導員等加配加算の要件について都道府県等や事業者十分に周知していないなどの状況
 - **児童指導員等加配加算の要件についての理解が十分でなかった都県等や事業者が多数**

要求する処置

- ✓ 児童指導員等加配加算の額が過大に算定されていた96事業者の119事業所のうち返還手続きが未済の事業所に対して、適正な額の算定を行わせた上で、**過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続き**を行わせること
- ✓ 都道府県等や事業者に対して、**児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者を確認する際に、事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知**すること

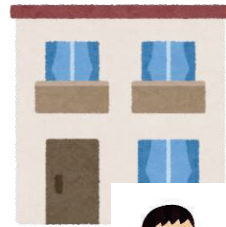
9.障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定 (処置要求)

厚生労働本省
7019万円(指摘金額)

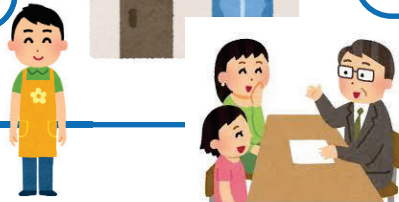
児童指導員等加配加算の概要

- 障害児に児童発達支援、放課後等デイサービス等を実施する事業所は、支援に要した費用について、市町村から障害児通所給付費を受給
- 給付費は支援の種類ごとに定められた所定の単位数に所定の単価を乗ずるなどして算定し、国は給付費の2分の1を負担
- 事業所に配置すべき従業者の員数に加えて児童指導員等を一人以上配置している場合等は、所定の単位数を給付費の算定に用いる基本報酬の単位数に加算することが可能（児童指導員等加配加算）
- ただし、児童発達支援管理責任者（管理責任者）を配置していない期間は児童指導員等加配加算を算定できないこととなっている

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員等を追加で配置すると加算



保護者や児童との面接、個別支援計画の作成、支援の客観的な評価等を行う管理責任者も配置している必要



要求する処置

- 返還手続きが未済の事業所に対して、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続きを行わせること
- 都道府県等や事業者に対して、児童指導員等加配加算の要件について周知徹底するとともに、児童指導員等加配加算の算定の際に事業所における管理責任者の配置状況を確認するよう周知すること

96事業者の119事業所
において

検査の結果

管理責任者が配置されていない期間であるにもかかわらず、児童指導員等加配加算として所定の単位数を加算

➤ 児童指導員等加配加算により算定される給付費としての額（元年度～3年度）が計1億4038万円過大

国の負担相当額計7019万円は負担の必要がなかった

厚生労働省は、児童指導員等加配加算の要件につき都道府県等や事業者にも周知していないなどの状況

➤ 児童指導員等加配加算の要件についての理解が十分でなかった都県等や事業者が多数

都道府県は、事業者に対して障害児通所給付費に係る費用の請求について指導等を行う